

企業団会計規程抜粋

(契約保証金)

第 92 条 企業長は、契約の相手方に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に企業団、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、企業長が特に認めたとき。